

有料老人ホーム事業開始後の留意事項

変更届

○事業内容に変更等が生じた場合

変更後 30 日以内に「有料老人ホーム設置届出事項変更届」を提出してください。

(参考)

札幌市有料老人ホーム設置運営手続要領

第6条 設置者が法第29条第2項の届出を行う必要のある場合は、有料老人ホーム事業変更届（別記第8号様式）及び当該事項の変更に係る運営懇談会の協議内容（別記第6号様式の2）にそれぞれ当該各号に定める関係書類を添付して市長に届出を行うものとする。

(1) 施設又は設置者の名称（氏名）及び住所の変更

登記簿謄本

(2) 代表者又は施設管理者の氏名及び住所変更

履歴書及び保健医療福祉の資格を有する場合は資格証の写し

(3) 入居契約書、管理規程等の変更

変更前と変更後の入居契約書、管理規程等

(4) 家賃相当額、介護費用、食費、管理費等の変更

積算根拠が確認できる書類

(5) その他法第29条第1項に規定する事項の変更 例) 重要事項説明書等

当該変更の考え方及び変更内容が確認できる書類

※特定施設入居者生活介護を行っている事業所に関しては、下記ホームページから変更届に該当事項が確認し、必要があった場合は、変更届をご提出ください。（変更後 10 日以内）

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/hennkou.html>

○廃止又は休止する場合

有料老人ホームを廃止又は休止しようとする場合は、1 月前までに「有料老人ホーム廃止又は休止届」を提出してください。

事故報告関係

施設内で事故が発生した場合は、本市に報告が必要な場合がありますので、必要に応じてすみやかに報告してください。

- ・介護付有料老人ホーム…札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱に基づき報告してください。
- ・住宅型有料老人ホーム…本市で定める札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱に準じて本市に報告してください。（平成 27 年 7 月 1 日以降に発生した事故が対象）
- ・事故発生時の報告取扱要綱…<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k250jiko.html>
- ・提出先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課施設指導係

感染症関係

感染症で報告が必要な場合がありますので、下記ホームページからご確認ください。

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k270kansensho-houkoku.html>

立入検査

実際の運営状況を確認するため、事業を開始してから随時、立入検査を実施しています。

定期報告

毎年7月1日現在の書類を作成し、7月末日までに介護保険課に提出してください。

※必要書類等は、例年6月の中旬ごろに各施設宛に通知いたします。